

北海道ドライブ観光促進プラットフォーム 規約

(名称)

第1条 本会は、「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」（以下、「プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 プラットフォームは、国土交通省北海道開発局と株式会社ナビタイムジャパンとの協働事業等から得られる外国人観光客のデータを共有し、有効に活用することで、北海道における外国人ドライブ観光の促進を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 構成員は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を実施する。

- (1) 北海道における外国人ドライブ観光促進のための活動に関すること
- (2) 外国人観光客のデータ分析及び評価に関すること
- (3) その他、目的達成のために必要な活動に関すること

(構成員)

第4条 プラットフォームは、第2条の目的に賛同し、第3条の活動に取り組む以下の者により構成する。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 観光関係団体
- (3) 上記(1)及び(2)に準ずると認められる組織
- (4) 株式会社 ナビタイムジャパン

2 構成員の登録及び脱退は、事務局が指定する書面により行うものとする。

(データの提供)

第5条 国土交通省北海道開発局及び株式会社ナビタイムジャパンは、構成員に対して、個人情報保護に配慮した上で、位置情報等に基づく以下のデータを提供する。

- (1) 外国人観光客の測位者数（10kmメッシュ及び1kmメッシュ）
- (2) 外国人観光客の滞在者数（10kmメッシュ及び1kmメッシュ）
- (3) 外国人観光客の流動図（市町村間及び10kmメッシュ間）
- (4) 外国人観光客の国籍及び来道回数
- (5) 国籍別・市町村別の測位者数及び滞在者数
- (6) その他、株式会社ナビタイムジャパンが無償で提供できる情報

(構成員の義務)

第6条 構成員は、第3条の活動内容について年に1度、指定された様式により報告を行う。

2 提供を受けるデータの利活用に関して、国土交通省北海道開発局及び株式会社ナビタイムジャパンから提示される次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 提供されたデータの販売禁止
- (2) データとして活用する場合における出典元の明記
- (3) その他、国土交通省北海道開発局及び株式会社ナビタイムジャパンそれぞれが提示する条件

(事務局)

第7条 プラットフォームの事務局は、国土交通省北海道開発局開発監理部開発連携推進課に置く。

- 2 事務局は本規約の改廃を行う。
- 3 事務局はプラットフォームの庶務を処理する。
- 4 会合は、必要に応じて事務局が招集し、運営する。

(費用の負担)

第8条 構成員が取り組む第3条の活動により生じる費用は、各自の負担とすることを原則とする。ただし、プラットフォーム全体の運営に係る費用等、案件毎に定める必要があるものについては、別途協議する。

(雑則)

第9条 本規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、事務局にて取扱いを定めるものとする。

附則

この規約は、平成30年6月28日から施行する。

附則 (令和6年7月1日改正)

この規約は、令和6年7月1日から施行する。